時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

五號活字ニテ一行廿四字詰	一行ニ付一日限	一行ニ付二日以上六日迄	一行ニ付七日以上十五日迄	一行ニ付十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至卅行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

雜報

佛蘭西商人の言借用す可し

本年三月二十三日時事新報の商話欄内に佛國商人の獨立と題して其文に曰く

コルベル氏は佛國有名れ政治家にして嘗てルイ十四世に仕へ大藏大臣に任じ專ら佛國の財政と整理改良しさるの人なり氏が始めて財政管理の任に登りたる時、全國中の重なる商人を呼び聚め之に親交を結び併て其信用を買はんと欲し「君等れ爲そ予は如何なる事を爲す可きや」ト尋ねたるに商人は異口同音に答へて曰く希くは閣下何事も爲す勿れ、吾々は隨意に我事と行ふを望む者なりと

讀者は此一話を通讀せられて如何の感を爲したるや事れ遠き佛蘭西の話なれども商賣の利害は世界萬國同一様よして佛の商賣に利なることは日本の商賣にも亦利ある可し彼れれ害あるものは我れにも亦害なきと得ず抑も政府の筋にて民間の商賣事業に干渉するは時として利益あるにあらず稀には其成跡の美あるものも見る可しと雖も一國の全體に眼を着けて其利害得失を差引勘定すれば妨害多くして利益少なきは蔽ふ可らざるの事實なるが故に政府たるものは寧ろ何事をも爲さずして商人の自由に任せ其私の隨意に運動せしむ可しとは文明諸國一定の主義にして佛蘭西の商人は即ち此主義を明言したる者なり我日本國にても維新以來政府より民業に干渉したるもの甚だ少なからず或は禁じ或は勸め或は資金を貸し或は勢力と附與し所謂御用商人御用會社の出沒興廢甚だ賑はしきことにて之が爲めに時として事業の興りたるものもあり又大に富を致したる人もあり其局部を見れば成るほど美なるが如くなれども日本國と一家と視做し其一家の損益より考れば得る所と以て失ふ所を償ふに足らず精密に計算したらば維新以來の所損は莫大の數ある可し今我輩の記臆に存して其利害の著しきものを擧れば第一三菱の郵便汽船會社が政府より毎年二十五萬圓の補助を受けて滯りなく業を營む折柄、政府は之に滿足せざりしにや更に共同運輸會社の創立に付き大に之に資金と勢力とを假して日本に汽船の二大會社を併立せしめ夫れより双方の競爭と爲り一轉して合併と爲り其際に金を費し人を勞したることは非常にして現今日の日本郵船會社は如何なるものぞと尋れば其用辨れ舊三菱會社に比して少しも[illegible]のみか三菱の時代には香港への往復もあり[illegible]上海までよ限り而して政府より授る補助はむかしの二十五萬圓を增して八十八萬圓と爲り差引毎年[illegible]國庫歳出を生じたるに過ぎず故よ共同運[illegible]れ今日より見れば歳出を增すの[illegible]にて郵船會社の株主が左まで喜しきにあらず唯彼の合併のときに運輸會社も三菱會社も其所有物を十分なる價に賣渡して意外の災難を免かれ又意外の幸福を得たることならんのみ第二は十州鹽田會の事にして是れも鹽業の利益ならんとて中國四國十州の鹽業者と同盟せしめ製鹽の時を一年中六箇月と定め出物の供給を減して價格を維持せんとの趣意にて其規約を公認して背く可らざるものと爲しゝりしが扨其の實施に當り讃州地方の鹽民は迚も此規約に從ふを得ず拒けて之に從はんとすれば即日より衣食を失ふて生活の道なしとて苦情百出民情甚だ穩ならず其規約を破れば忽ち咎められ隨て破り隨て咎められ數萬の貧民は製鹽の手足を空ふして途方に暮るゝ折柄、去年の冬に至り其筋よりの内達に製鹽六箇月とあれども此營業期節制限と定るに未だ十分に調査せしものにあらざれば何再調まではと云々とて其規約の實施は中止の姿となりたり然るに最初讃州の鹽民は規約に背きたりとて鹽田組合の本部より出訴に及び讃州鹽民の敗訴と爲りたるが故に被告の鹽民は原告たる本部に莫大なる償金を拂はざる可らずあきだも正よ饑寒に迫りたる小民が今日償金などゝは思ひも寄らぬ次第なれども法理は則ち法理にして遁ふるみとも叶はず貧よ當惑至極の有様あり第三はブールスの一條とす一昨年來世よブールスの説起り今の日本の相場所は甚だ宜しからず西洋にはブールスてふものあるが故に其例に傚ふ可しとて喋々する折柄、政府にても現在の相場所を不完全なりと認めたるにや去年五月十四日取引所條例を發布し其箇條書き中にも之を舊相場所の規則に照らして異なる所は從前の相場所は株主を以て組織したるに新條例は其名を改めて會員と爲し會員仲買各〻其業務を異にして共に取引所内に賣買する事とし其賣買の方法に至りては大に現行相場所の取引法と相違して物品は必ず見本と以て賣買せしむる事、又その見本に就て賣買する所の物品は都て入札法、糶賣法及び相對賣買に限る事、日く賣買契約の方法は證書よ記名調印す可し日く轉賣は許すも買戻は否らず等何れも新舊大に異なるの諸點にて其條例の精神と問へば今の相場所たる其組織并に賣買の方法とも實品の取引と爲して正當の商賣を盛にするに不適當にして其弊たる投機一方に偏するといふ意味より生じたるものゝ如し此事に付ては昨年中も我輩が毎度筆を勞したる如く相場所の氣風の高尙なると卑賤あるとは之と支配する法の精粗に在らずして之に出入する人物の品格よ存するものなれば舊法のまゝにても其足らざる所は徐々よ改正を加へて人品自然の改進を待つ可し若しも然らざるに於ては假令へ新法の美なるあるも人の爲めに其法も行はれ難く成跡に至りては新舊差したる相違なきと見るならんなど論じたることもありしかども不幸にして鄙見も行はれず遂に前條の如く取引所條例の發布に及び昨年以來取引所創立委員なるもの所在に起り政府の筋に於て起草したる所謂取引所規約標準案を標準として從來取引の實際と新法よ對照し種々討議しされども何分にも正面の新法の通りにては實際の取引覺束なしとて論議百出年を越えて猶ほ創立を見ること能はず遂に此標準案に創立員の意見と附して其筋に提出したる。者ありしに此頃農商務省にては大率その意見を採納して米穀に限り當分の内は銘柄に依ることを得、又た賣買法は更らに競賣買を爲すとを得せしむる等取引所の爲めには餘程便利を增したりと云ふ抑も今日相場所の取引方法に首要の點を數ふれば米穀に所謂建物なるものと定め、立會法を以て其賣買を約し之れを庭帳に記して賣埋又は買戻等日々十數回の多きに登り、其損益決算は時々會所に於て行ふ、の四要點のミなるに新條例は之れに反して全く此四者を許さず、許さゝるを以て荏苒今日に至るまで猶は創立と見るに苦しむものある可し然るに彼れ取引所創立委員より提出したる所の取引所規約標準案意見に對する農商務省の指令は右等の要點に就き漸く寛大をゝして多少の餘地ある故に今後倚は又實際の要用に迫られて次第〳〵に其餘地を擴むるときは新法の精神も漸く趣と變して商人等は新法の表面に從ひながら隨分舊來の取引と行ふに差支なきの奇相と見るまともある可し若しも然るに於ては新取引出來したりと云ふまでにて其實は第二の相場所と作り株主變じて會員さるに過ぎず唯此際に意外の災厄を被りて倒産する者は舊株主仲買の一類にして其餘波の及ぶ所甚だ廣く以て商賣社會の變動を生ずるに足る可きのみ

總には三菱共同兩汽船會社廢して日本郵船會社起り、十州鹽業者の同盟中止して一大訴訟と爲り、今亦從來の相場所倒れて新相場所起らんとす、汽船會社の興亡、十州鹽田組合の存廢に就ては其利と不利と世間衆人の明知する所にして我輩は今更過去に遡りて無益の詮議と爲すを好まずと雖も獨り取引所は今日未だその實を見ずして恰も興亡存廢の中途に徘徊するものなれば進退後ともにその意の向ふ所の如何なる可し進みて新取引所に適そるも退て舊相場所に歸るも異名同事ろの賣買の方法に至りては前節に記述するが如しとすれば其名を慕ふて其實を忘るゝ事なく進退運動暫らく商人の自由に任せ爰に佛蘭西商人の言を借用して閣下何事も爲す事なく先づ從來のまゝよ差置き彼より溯るれ時を待つころ我輩の切に當局者に希望して措かざる所なり

官報

朕煙草税則改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治廿一年四月六日

內閣總理大臣伯爵伊藤博文
大藏大臣伯爵松方正義

勅令第二十號

煙草税則

第一條　煙草營業者ヲ分テ左ノ三種トス」煙草製造人　葉煙草ヲ買受ケ刻煙草又ハ卷煙草ヲ製造スル者」煙草仲買人　葉煙草ヲ買受ケ又ハ人ノ依頼ニ由リ之ヲ煙草製造人又ハ同業者ニ賣渡ス者、製造煙草ヲ買受ケ又ハ人ノ依頼ニ由リ之ヲ煙草小賣人又ハ同業者ニ賣渡ス者」煙草小賣人　製造煙草ヲ煙草製造人又ハ煙草仲買人ヨリ買受ケ之ヲ自用者ニ賣捌ク者〇第二條　煙草營業ヲ爲サントスル者ハ管廳ニ願出營業場一箇所毎ニ免許鑑札ヲ受クヘシ但營業者未丁年又ハ瘋癲白痴ナルトキハ後見人ヨリ之ヲ願出ツヘシ〇第三條　煙草製造營業ノ免許ヲ受タル者ハ其營業ヲ爲シ此税則ヲ遵守スヘキコトヲ證約スル爲メ證約狀ヲ管廳ニ差出スヘシ」證約狀ニハ左ノ定限內ニ於テ大藏大臣ノ定ムル所ノ證約金額ヲ記入スルモノトス」證約金　營業場一箇所毎ニ五十圓以上五百圓以下」煙草製造人此税則ヲ犯シ證約ニ背キタルトキハ其犯罪ノ輕重ニ依リ管廳ニ於テ證約金ノ一部若クハ全部ヲ徵收スヘシ〇第四條　煙草營業者煙草ノ仕入出賣ヲ爲シ又ハ家屬雇人ヲシテ之ヲ爲サシムルトキハ管廳ニ出願鑑札ヲ受置キ之ヲ攜帶シ又ハ攜帶セシムヘシ〇第五條　鑑札ヲ受ル者ハ左ノ鑑札料ヲ納ムヘシ」煙草營業鑑札料一枚ニ付金二十錢」煙草仕入

一嚢ニ生徒募集ノ廣告セシ處其後續々入學者有之因テ無束脩ハ來ル十五日限リトス
一本院ハ高等ナル英書ヲ研究シ併セテ英文、英語、會話等ニ熟達セントスル者ヲ養成スル處ナリ
●私立東京英學院 神田表[illegible]

●DESTINY of CIVILIZATION●
森砥吉著述
文明ノ目的
正價九錢五厘
郵税四錢
賣捌
日本橋通一丁目大倉書店〇銀座四丁目博聞社
日本橋通三丁目丸善書店〇神田雉子町團々社

僕ヲ欧洲ヘ機械購入ヲ兼テ造船事業實地研究ノ爲メ出張能在候處今般歸朝昨三十一日歸坂候間此段辱知諸君ニ報ス
四月一日
大坂商船會社々員
工學士　原田虎三